



市川市
子ども・子育て支援
事業計画

概要版

平成27年3月

市川市



1 計画の策定にあたって

✿ 計画策定の背景

わが国では、平成以降さまざまな少子化対策に取り組んできましたが、子ども・子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況が続いています。そこで、国や地域社会が一体となって、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築するため、国では、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法を制定し、平成 27 年 4 月から、子ども・子育て支援新制度が始まることとなりました。

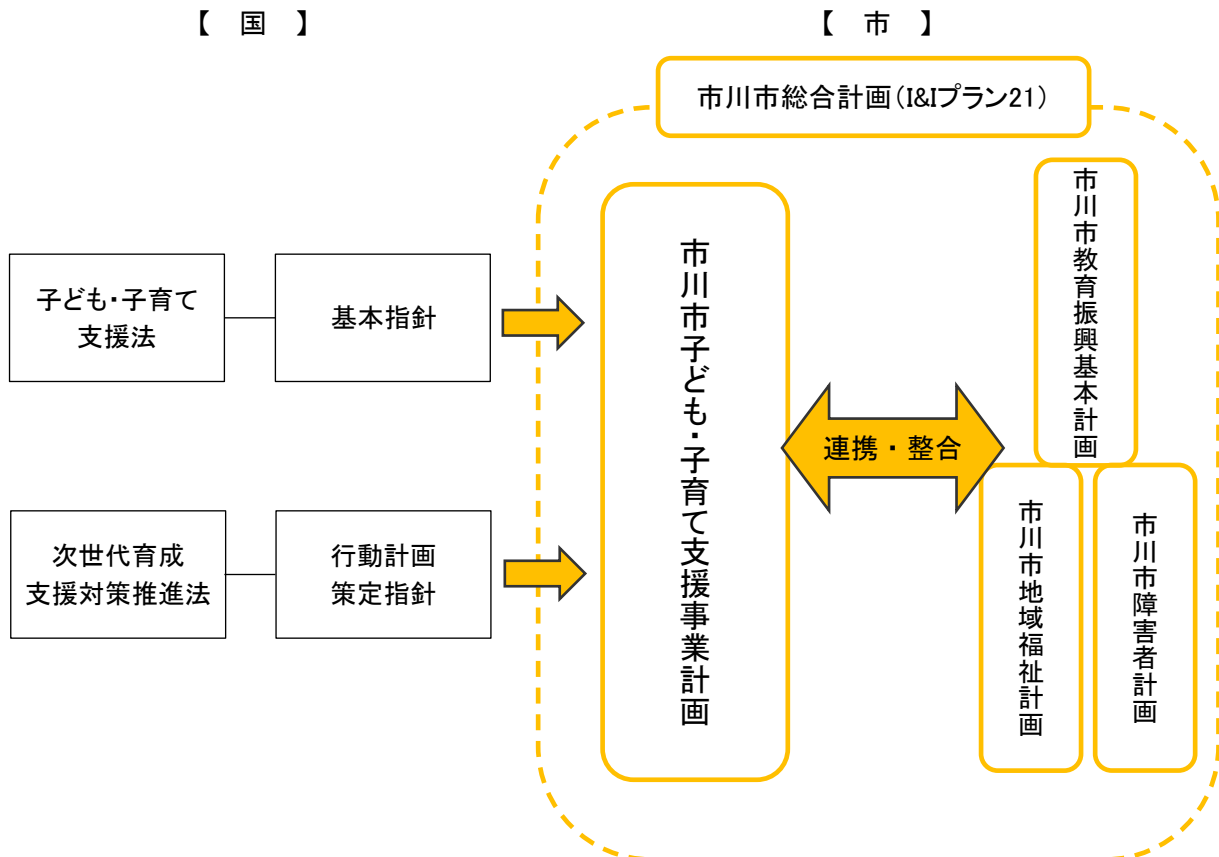
市川市では、これまで「市川市次世代育成支援行動計画」（前期・後期、平成 17～26 年度）により、地域社会で子どもと子育て家庭を支援するための取り組みを、総合的・計画的に推進してきました。今後は、子ども・子育て支援法に基づく「市川市子ども・子育て支援事業計画」により、すべての子どもが健やかに成長できる地域社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

✿ 計画の位置づけと期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を、一体的に策定するものです。また、本市の総合計画（I&Iプラン 21）の部門別計画に位置づけられるもので、他の部門別計画と連携・整合を図るものです。

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間とします。

《計画の位置づけ》



2 基本計画

基本理念・基本方針

～基本理念～

「子どもが育ち、子どもを育て合うまちづくりをめざして」

子どもは社会の希望であり、未来を創る力です。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもとその家庭の幸せにつながるだけでなく、市川市の将来の担い手育成にもつながるため、地域社会で取り組むべき最重要課題の一つといえます。

そこで、地域社会が一体となって「市川っ子」を育てていくという考えのもと、子どもとその家庭を支え、子育てに不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができ、また、すべての子どもが大切にされ、健やかに成長できる市川市を目指します。

以下の基本方針にもとづき、子どもの最善の利益が実現される市川市の未来を築いていきます。

～基本方針～

子ども自身が尊重される社会

すべての子どもと子育て家庭を支える社会

男女が共に子育てしやすい社会

地域全体で子どもを育む社会

■ 基本理念 ■

「子どもが育ち、子どもを育て合うまちづくりをめざして」

《基本方針》

子ども自身が
尊重される社会

すべての子どもと
子育て家庭を
支える社会

男女が共に
子育てしやすい社会

地域全体で
子どもを育む社会

基本目標

施策の方向

1

子どもの視点に立ち、
子どもの最善の利益を
支える仕組みの充実

1. 子どもの権利保障のための取り組みの充実

2. 子どもの居場所の充実

2

乳幼児期の教育・
保育の充実

3. 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の計画的整備

4. 乳幼児期の教育・保育の一体的提供・推進

3

地域における子育て
支援の充実

5. 多様なニーズに応じた保育・子育て支援サービスの充実

6. 地域の子育て力向上のための支援の充実

7. 子育て相談・情報提供の充実

8. 経済支援の充実

4

子どもと子育て家庭の
健康づくり

9. 母子保健の充実

10. 小児救急医療の充実

5

配慮を要する子ども・
子育て家庭への支援

11. 虐待防止・対応のための取り組みの充実

12. ひとり親家庭等の自立のための支援の充実

13. 発達の支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の充実

6

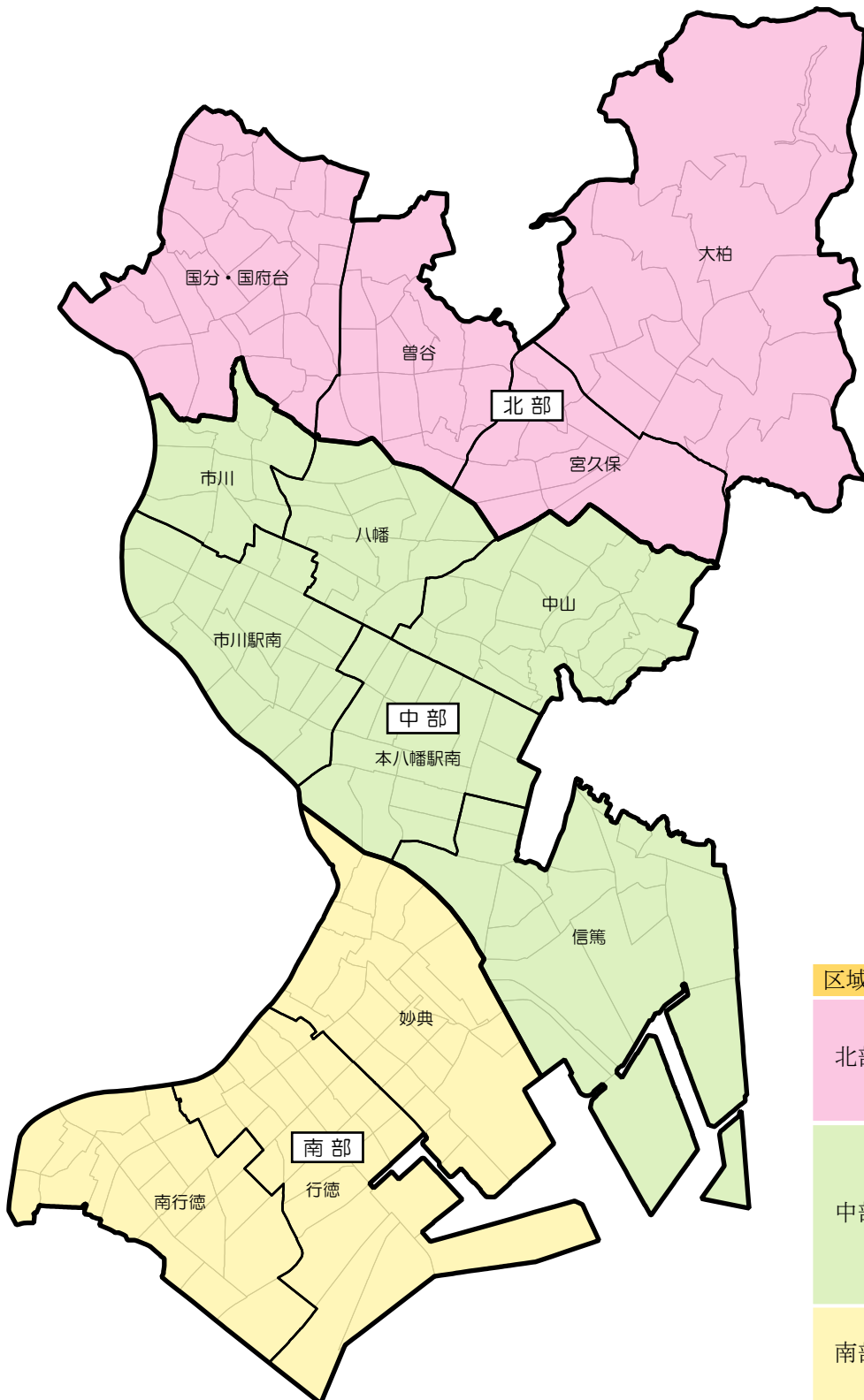
仕事と子育ての両立支援

14. 仕事と子育ての両立支援

3 子ども・子育て支援の新たな取り組み

教育・保育提供区域

本計画では、教育・保育提供区域を北部・中部・南部の3区域とします。ただし、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の整備等の参考とするため、より生活圏に近い13地区のニーズも把握した上で、施策の検討をしていきます。



区域名	地区名
北部	大柏 宮久保 曾谷 国分・国府台
中部	市川 八幡 中山 市川駅南 本八幡駅南 信篤
南部	妙典 行徳 南行徳

■ 幼児期の学校教育・保育（量の見込み・確保方策）

各年度における市全体および各教育・保育提供区域について、以下の区分ごとの必要利用定員総数としての教育・保育の量の見込みを定めます。そして、設定する量の見込みに対応して、提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）を定めます。

認定区分	対象となる子ども	利用施設・事業
1号認定	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望	認定こども園 幼稚園
2号認定	満3歳以上で、保護者が「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望	認定こども園 保育園
3号認定	満3歳未満で、保護者が「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望	認定こども園 保育園 特定地域型保育事業

①北部

※1号認定の確保方策については、確認を受けない幼稚園の定員分も含めて記載しています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1号認定	1,825人	1,750人	1,676人	1,601人	1,526人
	2号認定	946人	951人	957人	962人	967人
	3号認定	670人	703人	738人	771人	806人
確保方策	1号認定(※)	3,020人	3,032人	3,032人	2,978人	2,978人
	2号認定	925人	973人	1,006人	1,099人	1,099人
	3号認定	632人	708人	805人	832人	832人

②中部

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1号認定	2,389人	2,335人	2,281人	2,227人	2,174人
	2号認定	1,732人	1,777人	1,819人	1,863人	1,905人
	3号認定	1,534人	1,620人	1,707人	1,793人	1,876人
確保方策	1号認定(※)	3,886人	3,686人	3,624人	3,499人	3,499人
	2号認定	1,894人	2,047人	2,268人	2,385人	2,385人
	3号認定	1,234人	1,477人	1,810人	1,912人	1,910人

③南部

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1号認定	1,265人	1,335人	1,404人	1,473人	1,542人
	2号認定	1,493人	1,476人	1,461人	1,444人	1,429人
	3号認定	1,056人	1,091人	1,122人	1,157人	1,192人
確保方策	1号認定(※)	1,472人	1,460人	1,460人	1,466人	1,466人
	2号認定	1,556人	1,613人	1,628人	1,628人	1,628人
	3号認定	1,149人	1,200人	1,233人	1,232人	1,232人

市全体 (①+②+③)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の 見込み	1号認定	5,479 人	5,420 人	5,361 人	5,301 人	5,242 人
	2号認定	4,171 人	4,204 人	4,237 人	4,269 人	4,301 人
	3号認定	3,260 人	3,414 人	3,567 人	3,721 人	3,874 人
確保方策	1号認定 (※)	8,378 人	8,178 人	8,116 人	7,943 人	7,943 人
	2号認定	4,375 人	4,633 人	4,902 人	5,112 人	5,112 人
	3号認定	3,015 人	3,385 人	3,848 人	3,976 人	3,974 人

地域子ども・子育て支援事業（量の見込み・確保方策）

各年度における地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込み、確保方策を定めます。

○下記の2条件のいずれかに該当する地域子ども・子育て支援事業については教育・保育提供区域ごとに、その他の事業については市全体で、量の見込み・確保方策を定めます。

- ①利用者が日常的に利用する事業であり、かつ、施設を設置して実施する事業
- ②その他、事業の性質上、教育・保育提供区域ごとの設定が望ましい事業

教育・保育提供区域ごとに定める事業	時間外保育事業（延長保育事業）
	放課後児童健全育成事業
	地域子育て支援拠点事業
	病児保育事業（病児・病後児保育事業）
市全体で定める事業	子育て短期支援事業（こどもショートステイ事業）
	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）
	上記以外の一時的預かり
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
	乳児家庭全戸訪問事業
	妊婦健診
	養育支援訪問事業
	利用者支援事業

※量の見込み・確保方策の数値については、計画本編に記載しています。

4 実施計画

基本目標1 子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を支える仕組みの充実

施策の方向 1. 子どもの権利保障のための取り組みの充実

施策の方向のポイント

- 子どもから大人まで、社会全体が子どもの権利に対する理解を深め、それぞれの立場が役割を果たしていくための意識啓発を行っていきます。
- 子どもの自己主張、自己表現の場を大切にし、自発的に社会参画できる仕組みづくりを推進します。

■進行管理事業

1. 子どもの権利保障啓発事業
2. 子ども実行委員会設置事業

施策の方向 2. 子どもの居場所の充実

施策の方向のポイント

- 放課後を安全・安心に過ごせる居場所の確保、およびそれを支える地域の仕組みを整備していきます。

■進行管理事業

3. 放課後保育クラブ運営事業
(放課後児童健全育成事業)
4. 子どもの居場所づくり事業(ビーイング)
5. こども館運営事業(小学生～18歳未満)

基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実

施策の方向 3. 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の計画的整備

施策の方向のポイント

- 5年間で一期として待機児童対策に努め、民間事業者の運営を基本とした乳幼児期の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を計画的に整備します。
- 量の確保を図るとともに、質の担保された教育・保育を提供していきます。

■進行管理事業

6. 特定教育・保育施設の整備
7. 特定地域型保育事業の整備

施策の方向 4. 乳幼児期の教育・保育の一体的提供・推進

施策の方向のポイント

- 幼稚園設置者・保育園設置者に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行うとともに、移行の希望がある場合には、設置者の意向を最大限に尊重し、相談支援等を行います。
- 従来の幼稚園教諭と保育士の合同研修、幼保小連携に関する取り組みのさらなる充実のため、情報提供の強化、支援体制の確保を図っていきます。

■進行管理事業

8. 認定こども園の普及促進

基本目標3 地域における子育て支援の充実

施策の方向 5. 多様なニーズに応じた保育・子育て支援サービスの充実

施策の方向のポイント

- 多様なライフスタイル、働き方に合った保育ニーズを満たせるよう事業体制を確保します。
- 就労の有無に関わらず、個人の希望や必要性に合った子育て支援サービスの拡充を図ります。

■進行管理事業

9. 時間外保育事業（延長保育事業）
10. 休日保育事業
11. 一時預かり事業
12. 預かり保育事業
（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）
13. 病児・病後児保育事業
14. 認可外保育園園児補助金
15. 保育園の第三者機関評価事業
16. こどもショートステイ事業
（子育て短期支援事業）

施策の方向 6. 地域の子育て力向上のための支援の充実

施策の方向のポイント

- 子育ての負担や孤立感を軽減し、子育て家庭が出会い、地域でつながる機会を創出するとともに、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場をつくっていきます。
- 行政と関係機関が連携し、それぞれにおける課題や状況を共有しながら、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を実施します。
- 地域の活動と連携し、さらなる地域人材の掘り起こし、育成に注力し、地域社会で子どもを育む体制の確立を目指します。

■進行管理事業

17. 地域子育て支援センター事業
18. 親子つどいの広場事業
19. こども館運営事業（小学校就学前まで）
20. ファミリー・サポート・センター事業
（子育て援助活動支援事業）
21. 産後家庭ホームヘルプサービス
22. すこやか応援隊事業
23. 子育てサークル育成事業
24. いちかわ子育て支援ボランティア養成事業
25. 青少年と乳幼児親子のふれあい交流事業
26. 保育園での子育て支援（地域交流）
27. 幼稚園での子育て支援（園庭開放）
28. 中高年ボランティア事業（保育園）
29. マイ保育園登録制度事業
30. 青空こども広場事業 ☆新規

施策の方向 7. 子育て相談・情報提供の充実

施策の方向のポイント

- 利用者のニーズをとらえ、地域と連携し、「ほしい時に使える情報」の収集、提供・配信に努めます。
- 地域と連携し、各家庭に必要な情報集約を行い、窓口にて相談に応じた情報提供を行います。また、サービスが均等に行き届くように市民の身近な場所に出張窓口を設けます。

■進行管理事業

31. 子ども家庭総合支援センター事業
32. 子育てガイドブック
33. 子育て応援サイト事業
34. 利用者支援事業 ☆新規

☆新規は本計画から新たに追加された事業

施策の方向 8. 経済支援の充実

施策の方向のポイント

- 子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、各種手当の支給または助成を実施します。

■進行管理事業

35. 児童手当
36. 子ども医療費助成
37. 私立幼稚園就園奨励費補助金
38. 幼稚園類似施設園児補助金
39. 奨学資金給付事業
40. 入学準備金貸付事業
41. 保護児童生徒援助費
42. 特別支援教育就学奨励費

基本目標 4 子どもと子育て家庭の健康づくり

施策の方向 9. 母子保健の充実

施策の方向のポイント

- 母子の心身の健康管理の保持・増進を目的に、必要な知識・技術の習得および相談機関としての充実に取り組みます。
- 関係部署や地域と連携しながら、健康診査や家庭訪問、健康講座、育児相談などを通じた保健体制の充実を図ります。

■進行管理事業

43. 母子健康手帳交付
44. 妊婦・乳幼児健康診査事業
45. 母子訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）
46. 保健推進員活動事業
47. 母親学級・両親学級
48. 4か月赤ちゃん講座
49. 離乳食教室（1回食・2回食）
50. 妊婦栄養教育
51. 妊婦歯科健診・歯みがきレッスン
52. 育児相談
53. 予防接種事業

施策の方向 10. 小児救急医療の充実

施策の方向のポイント

- 日常的、突発的な病気やケガに対応できる救急医療体制を整備します。

■進行管理事業

54. 急病診療所等運営事業
55. あんしんホットダイヤル
56. 2次救急医療運営事業
57. 2.5次救急医療運営事業

基本目標5 配慮を要する子ども・子育て家庭への支援

施策の方向 11. 虐待防止・対応のための取り組みの充実

施策の方向のポイント

- 家庭だけでなく地域や行政、関係機関が連携し、虐待の早期発見・対応、適切な措置を講じて早急に問題を食い止めます。

■進行管理事業

- 58. 要保護児童への支援事業
(要保護児童対策地域協議会)
- 59. 家庭児童相談事業
- 60. 養育支援訪問事業
- 61. 親力スキルアップ・CSP 講座 ☆新規

施策の方向 12. ひとり親家庭等の自立のための支援の充実

施策の方向のポイント

- ひとり親家庭の負担軽減を図るため、経済的支援および相談体制の充実を図ります。
- 給付の支援にとどまらず、経済的・社会的に自立し安定した生活を送れるよう、就業支援を行っていきます。

■進行管理事業

- 62. 児童扶養手当 (母子家庭)
- 63. 児童扶養手当 (父子家庭)
- 64. ひとり親家庭等医療費助成事業
- 65. 遺児手当支給事業
- 66. ひとり親相談事業
- 67. 母子の緊急一時保護事業
- 68. ひとり親家庭自立支援事業

施策の方向 13. 発達の支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の充実

施策の方向のポイント

- 教育・保育関係者等への研修や保育施設への巡回指導を通じて、発達障害に対する理解の促進と対応の向上を図ります。
- 一人ひとりの特性や成長段階にあった支援を行えるよう、相談体制を整え、指導や訓練の機会を提供します。

■進行管理事業

- 69. こども発達相談室事業
- 70. 発達障害の理解と支援のための研修
- 71. 発達障害児保育 (保育園)
- 72. 幼児教育相談

基本目標6 仕事と子育ての両立支援

施策の方向 14. 仕事と子育ての両立支援

施策の方向のポイント

- 父親も母親も共に積極的に育児における役割を果たすことができる職場づくりを広げるため、企業における従業員への子育て支援促進や、地域社会全体の意識向上を目的とした啓発活動を行っていきます。

■進行管理事業

- 73. 雇用促進奨励金 (母子家庭の母等)
- 74. いちかわ子育て応援企業認定事業
- 75. 家族の週間事業

5 計画を推進するために

📌 計画の進行管理

本計画では、「3 子ども・子育て支援の新たな取り組み」の量の見込み・確保方策、「4 実施計画」の進行管理事業、のそれぞれを適切な手段で進行管理することにより、計画の実行性を高めていきます。

進行管理においては、PDCAサイクルに基づいて行うとともに、評価・見直しにあたっては、市川市子ども・子育て会議に対し報告を行い、意見を聴き、必要な対策を講じていきます。

(1) 計画策定 (Plan)

子ども・子育て支援事業計画を策定し（本計画の策定）、ホームページ等を通じて公表します。

(2) 施策の展開 (Do)

本計画の内容をふまえ事業を実施するとともに、各年度の確保方策及び数値目標の達成を目指します。

(3) 施策の点検・評価 (Check)

「3 子ども・子育て支援の新たな取り組み」の量の見込み・確保方策については、毎年度、計画と実績の比較を行います。

「4 実施計画」の進行管理事業については、毎年度、数値目標に対する達成率を算出するとともに、その他多角的な評価を行うために必要な事項を把握します。（アウトプット指標による評価）

また、計画の初年度（27年度）・中間年度（29年度）・最終年度（31年度）には、アンケート調査の実施等により、施策の方向ごとのアウトカム指標による目標に対する達成状況を把握します。（アウトカム指標による評価）

以上3点により計画の進捗状況を評価し、評価結果については、市川市子ども・子育て会議へ報告し、意見を聴くとともに、ホームページ等を通じて公表します。

(4) 施策の見直し (Action)

計画の中間年度である平成29年度に、(3)の評価結果及び社会情勢の変化等をふまえ、必要に応じて計画を見直していきます。

【PDCAサイクル】

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
P	計画の策定	●					
	アウトカム指標による評価（初年度）		●				
D	事業の実施						
C	量の見込み、確保方策の計画と実績の比較			●	●		
	アウトプット指標による評価			●	●		
	アウトカム指標による評価（中間年度）				●		
A	計画の見直し				●		
P	計画の見直し				●		
D	事業の実施						
C	量の見込み、確保方策の計画と実績の比較					●	●
	アウトプット指標による評価					●	●
	アウトカム指標による評価（最終年度）						●